

家庭ごみ有料化の目的と効果

第1章 実施の経緯

1 国と北海道の動向

- 国の方針として、家庭ごみ有料化の推進を明確化しています。
- 国は、市町村が家庭ごみ有料化を導入する際の参考とするため、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成しています。
- 道内35市のうち、32市が家庭ごみの有料化を実施しています。

2 士別市の動向とごみ減量化への取り組み

- 士別市は、平成3年から「缶・びん」の分別を開始し、段階的に分別を細分化し、資源化を進めるとともに、ごみの減量化と埋め立て量の削減を図ってきました。
- マイバック・ノーレジ袋運動、食品ロスを減らす349（サフォーク）運動、イベント等でのリユース食器の貸出なども行っています。
- ごみの処理経費は、約4億2千万円（施設整備関連費を除く）で、市民1人あたり約22,000円となり、収集運搬経費や中間処理経費は年々増加傾向にあります。

第2章 ごみ処理の課題と今後の取り組み

1 ごみの減量化、資源化による最終処分場の長期間使用

「最終処分場」の長期間使用に向けては、市民や事業所、行政が一体となって、継続したごみの減量化と分別による資源化を図ることが必要です。

2 一般会計におけるごみ処理経費の占める割合の増加

人口減少などにより財政規模が縮小する一方で、市の一般会計に占めるごみ処理経費の割合が高まっており、経費の縮減を図らなければなりません。安定したごみ処理を推進するためにも、業務の経済性、効率性の向上が必要です。

3 高齢化の進展に伴う分別・排出困難者

65歳以上が人口の4割に迫り、加齢により自力でごみが出せなくなる「ごみ出し困難者世帯」が増えることが想定され、その対策が課題です。

4 収集回数の平準化

中央地区・朝日地区・出張所地区・農村地区で収集回数に地域差があります。

5 今後の取り組み

少子高齢化による人口減少に伴い財政規模が縮小するなか、現状の収集処理体制を将来にわたって維持しつつ、次世代への負担を軽減させていくことが持続可能な循環型社会の形成に向けて必要です。

さらなるごみの減量や分別・資源化を推進し、収集・処理・処分のごみ全般の費用縮減と埋め立て量の抑制による、最終処分場の長期間使用を図るため「家庭ごみ有料化」に取り組みます。

第3章 家庭ごみ有料化による効果

1 ごみの減量とリサイクルの推進

ごみ処理手数料を負担することによって、ごみに対する関心が高まり、ごみ処理の流れや費用、分別の必要性の気づきや認識が促され、ごみの減量や5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の推進を図ります。

「5R」の取り組み

Reduce（リデュース）	ごみをつくらない
Reuse（リユース）	繰り返し使う
Recycle（リサイクル）	再生利用する
Refuse（リフューズ）	ごみになるものを断る
Repair（リペア）	修理して使う

2 ごみ処理費用負担の公平（排出量に応じた負担）

ごみ処理手数料は、排出量に応じて負担する仕組みとし、負担の公平性を保ちます。

3 ごみ処理に係る経費の削減と施設の使用長期化

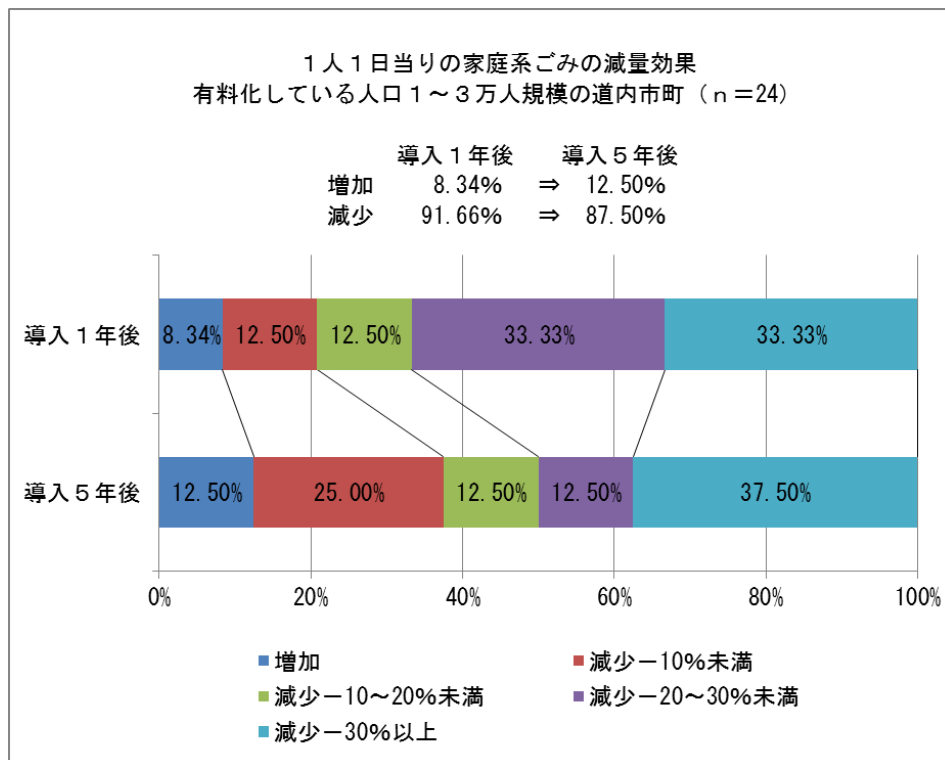
家庭から排出されるごみが減った場合は、収集や処理に係る経費を抑制できるとともに、埋め立て量の減少により、最終処分場の使用期間を長期化することができます。

4 ごみの収集処理体制の維持

有料化による手数料収入は、戸別収集の維持や分別・排出困難者への対策、古着の拠点回収設置などに充てることとし、現状のごみ収集処理体制の維持を図ります。

5 ごみ有料化導入後、持続したごみ減量効果の維持が期待されます

ごみ有料化導入によるごみ排出量の増減率



出典：環境省「平成10年度～平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果」

家庭ごみ有料化実施のあり方

第4章 家庭ごみ有料化の方法

●実施時期 2019年10月1日

有料で収集する品目・無料で収集する品目

有料で収集する品目	無料で収集する品目
<ul style="list-style-type: none"> ・一般ごみ ・衛生ごみ ・生ごみ ・その他プラスチック ・粗大ごみ【平成15(2003)年10月実施済】 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害ごみ（蛍光灯、乾電池等） ・危険ごみ（カセットボンベ、使い捨てライター等） ・小型電気製品 ・廃食用油 ・ペットボトル ・びん ・缶 ・紙パック ・白色トレイ ・発泡スチロール ・ダンボール ・その他紙製容器包装 ・新聞紙 ・雑紙 ・雑誌（のり付け・ホチキスどめ） ・空きびん（繰り返し利用するびん） ・剪定枝 ・刈り草※（道路、公園などの公共の敷地から出たものに限る。） ・落ち葉※（同上）
直接搬入するごみ（事業系含む）	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭（事業）系一般廃棄物 	

※道路や公園などの公共の敷地から収集された「刈り草」、「落ち葉」は、「剪定枝」の収集日に排出されたもの限り無料で収集します。自宅敷地などで集めた「刈り草」、「落ち葉」は、「一般ごみ」となり有料の対象です。

●料金体系

- ・手数料の徴収方法 「指定ごみ袋方式」 「排出量単純比例型」

指定袋の種類と金額

種類	色	単価	容量	袋1枚当たりの手数料
一般ごみ	乳白色	3円／リットル	20リットル	60円
			30リットル	90円
			45リットル	135円
衛生ごみ	青色	1.5円／リットル	10リットル	15円
			20リットル	30円
			30リットル	45円
生ごみ	黄色	7円／リットル	3リットル	21円
			6リットル	42円
			12リットル	84円
その他プラスチック	オレンジ色	2円／リットル	30リットル	60円
			45リットル	90円

●手数料収入の用途

「戸別収集の経費」「分別・排出者困難者対策費」「古着の拠点回収費」「ごみ処理費」の一部に対して重点的に充てることとします。

●減免措置

有料化は、市民の新たな経済負担を伴うため、社会的配慮が必要な、次の世帯を対象に「衛生ごみ」の手数料の減免措置を行います。

◎減免措置の対象

対象世帯
①新生児から3歳未満の乳幼児が属する世帯
②土別市障がい者日常生活用具等給付事業実施要綱に規定する排泄管理支援用具のうち、ストマ装具の給付を受けている世帯
③土別市障がい者日常生活用具等給付事業実施要綱に規定する排泄管理支援用具のうち、紙おむつの給付を受けている世帯

※高齢者については、土別市在宅介護慰労事業が見直された場合に減免措置の対象とします。

第5章 円滑な実施に向けた取り組み

- 1 市民への周知啓発の徹底
 - ・市民説明会の開催
 - ・各種周知啓発
- 2 ごみ減量化のため、家庭ごみ有料化に併せて実施する施策の拡充
 - ・分別、排出困難者対策
 - ・古着拠点回収の拡大
 - ・環境教育・学習
 - ・マイバック・ノーレジ袋運動の拡大
 - ・不法投棄への監視パトロールの強化
 - ・不適正排出への対応

第6章 今後のスケジュール

9月30日まで	市内全域での市民説明会の開催
9月1日から	指定ごみ袋の取扱店での販売開始
10月1日から	指定ごみ袋によるごみの収集開始 「一般ごみ」、「衛生ごみ」、「生ごみ」、「その他プラスチック」有料化の実施
10月1日から 11月30日まで	「生ごみ」、「衛生ごみ」は従前の指定袋で排出できる経過措置期間
12月1日から	家庭ごみ有料化の完全実施

第7章 粗大ごみ、直接搬入ごみの料金設定

土別市使用料手数料の見直しの考えに基づき「粗大ごみ」、「直接搬入ごみ」の処分手数料についても見直します。

改定年月日	粗大ごみ	直接搬入ごみ
平成31(2019)年10月1日	322円/10kg	65円/10kg
平成32(2020)年4月1日	-	85円/10kg
平成33(2021)年4月1日	371円/10kg	102円/10kg

※直接搬入ごみは、3段階の引き上げ後、処理原価を再計算し手数料を改定します。